

**第 4 回**  
**2011 年度 DRP 検討委員会 議事録**

日 時： 2011 年 11 月 11 日（金） 10:20～11:40

場 所： JPNIC 会議室

**1 議題：**

1. UDRP 手続規則改訂を JP-DRP 手続規則に反映することの是非（答申案検討）
2. JP-DRP 手続規則改訂について
3. 新 gTLD における商標権保護策を「.jp」に適用することの是非（答申案検討）
4. 個人情報保護法の観点からのゾーンファイルアクセスの是非（答申案検討）

**2 資料：**

- 資料 1 第 3 回 2011 年度 DRP 検討委員会議事録（案）
- 資料 2 UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する改訂を見送る理由について
- 資料 3 日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改訂要請について
- 資料 4 JIPAC からのメッセージ
- 資料 5 gTLD における商標権保護に関して ICANN において施行中、及び検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非
- 資料 6 ゾーンファイルの公開に関する答申（案）

### 3 出席者(50音順)(敬称略) :

	氏名	所属
委員長	早川 吉尚	立教大学教授
委員	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
委員	小川 和茂	日本スポーツ仲裁機構 理解推進事業専門職員
委員	島並 良	神戸大学教授
委員	林 いづみ	日本知的財産仲裁センター センター長/ 永代総合法律事務所 弁護士
委員	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
	丸山 直昌	JPNIC 理事 DRP 担当

DRP 検討委員会資料作成専門家チーム：加藤恒也

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、高山由香利

※穴戸一樹委員は欠席

### 4 議事 :

10:20、委員長の早川氏により開会された。

#### 1. UDRP 手続規則改訂を JP-DRP 手続規則に反映することの是非 (答申案検討)

資料 2「UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する改訂を見送る理由について」につき、前回までの議論をまとめたものとして特段異論は出ず、UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する改訂を見送るという結論となった。

#### 2. JP-DRP 手続規則改訂について

日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）から JP-DRP 手続規則の改訂要請（以下「本件改訂要請」という。）がなされたため、UDRP 手続規則改訂の反映という観点とは別に JP-DRP 手続規則の改訂について検討がなされた。

##### (1) センターの改訂要請の内容について

林氏より資料 4「JIPAC からのメッセージ」に基づき、センターからの改訂要請について説明がなされた。

11 月 1 日に開催されたセンター運営委員会において、JP-DRP 手続規則改訂に関して審議した結果、DRP 検討委員会に対し、JP-DRP 手続規則につき以下の 3 点の改訂を要請することを決定したとのことである。なお、本件改訂要請の内容は、前回の DRP 検討委員会において既に概要が説明されていたものであるが（資料 3「日本知的財産仲裁センターからの JP-DRP 手続規則改訂要請について」は、前回の説明に基づき作成されたものである。）、今回、センター運営委員会から正式な要請としてなされたものである。

センターからの本件改訂要請の内容は、以下のとおりである。

- ① 当事者に代表者資格証明書を提出させる根拠規定を加えることが望ましく、申立書添付資料について、手続規則第 3 条 (b) x vi として「申立人が法人である場合には、代表者の

資格を証明する公的証明書類（申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの）」と追加すること（以下「要請①」という。）

② 同じく、答弁書添付資料について、手続規則第5条（b）xとして「申立人が法人である場合には、代表者の資格を証明する公的証明書類（申立日前3か月以内の日付をもって証明されたもの）」と追加すること（以下「要請②」という。）

③ 申立手数料の銀行振込みを申立文書ファイルの電子メール送信やセンター事務局への書面到達の前に行う例が少なくなく、記帳による料金受領の確認や書証等の受領前に手続開始期限が始まってしまうため、方式審査の手配に苦慮する実態がある。よって、「料金の受領後3日（営業日）以内に申立書を登録者に送付する」旨を定める手続規則第4条（a）（c）を、たとえば「料金の受領の確認及び書面の受領後3日（営業日）以内」と改めること（以下「要請③」という。）

なお、上記要請①及び要請②の改訂が実現する場合には、センターにおいて、センターが定める手続補則第3条b「本条（a）4項（i）に基づく書類」（副本添付を求める対象書類の定め）の次に「（手続規則第3条（b）xviまたは手続規則第5条（b）xに規定する証明書類を除く）」を追加する改正を行い、資格証明書の副本添付は不要とする旨を明らかにすることを予定しているとのことである。

## (2) 資料3「日本知的財産仲裁センターからのJP-DRP手続規則改訂要請について」について

資料3記載のJP-DRP手続規則改訂案につき、上記（1）の要請①ないし要請③との対応関係の確認がなされた。すなわち、要請①は資料3の手続規則第3条（b）xvi（6頁）に、要請②は資料3の手続規則第5条（b）x（8頁）に、要請③は資料3の手続規則第4条（a）（7頁）にそれぞれ対応して条項が改訂されていることの確認がなされ、特段異論は出されなかった。

## 3. 新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することの是非（答申案検討）

### (1) 資料5の答申案について

丸山氏より資料5「gTLDにおける商標権保護に関してICANNにおいて施行中、及び検討中の種々の施策を『.jp』に適用することの是非」に基づき、新gTLDにおける商標権保護策を「.jp」に適用することの是非を巡るこれまでの本委員会における議論について説明がなされた。

### (2) 修正意見について

資料5については、以下のとおり質疑応答等がなされ、修正意見が出された。

#### ■ Sunrise（資料5(1)）について

Sunriseが当該gTLDの運用が開始される前にTrademark Clearinghouse（以下「TC」という。）に登録されている商標権者が優先的にドメイン名を登録できるという制度であることに鑑み、以下のとおり修正意見が出された。

- 「一般登録より前に」⇒「当該gTLDの運用が開始される前に」
- 「適用できないとの結論に達した。」⇒「検討の対象外であり、適用の余地がない。」

#### ■ Trademark Claims（資料5(2)）について（なお、便宜上、5(2)記載の諸理由につき上から順

に理由①ないし理由⑥として言及する。)

- Trademark Claims の導入が非現実的であることの理由については、「Trademark Claims が本来、新規に運用を開始することを想定しているのに対し、『. jp』が既に運用を開始していることに伴う理由」(理由④)と「『. jp』の現実の利用形態を踏まえた理由」(理由②、理由③、理由⑤、理由⑥)に区別して整理できるとの指摘がなされた。
  - 上記の点を踏まえ、理由④については、「Trademark Claims が本来、新規に運用を開始することを想定しているのに対し、『. jp』が既に運用を開始していることに伴う問題点」であることが明確になるよう補足的な説明を追記することが必要であるとの意見が出された。
  - また、理由①については、JP ドメイン名は「日本における商標権等を保護対象としている」との点について、JP ドメイン名は必ずしも日本における商標権等のみを保護対象としているわけではなく、不正確である旨の指摘がなされ、この点につき削除すべきとの意見が出された。そして、理由①として記載すべき内容として、要は、現実的には「. jp」のドメイン名登録者は、日本に居住する商標権者等であることが多く、ICANN の TC を利用することは使い勝手がよくないことが挙げられるのではないかとの意見が出された。
  - さらに、理由④については、Trademark Claims 採用後の問題点であるのに対し、理由⑤は採用の前段階の問題点であるので、順序を変更したほうがよいのではないかとの意見が出された。
  - また、理由⑥について、「主要な企業」⇒「主要な日本の企業」との修正意見が出された。
- Post-Delegation Dispute Resolution Procedure (以下「PDDRP」という。)(資料 5(4))について
- 本来、レジストリが適正な運用を継続的に行っているかという点については、公的機関が責任をもって監督・是正していくことが望ましい。しかしながら、ICANN において多数の新 gTLD が承認され稼動していく過程においては複数の不良レジストリが出現する可能性があり、また、現状、既にレジストリが多数存在することから、監督・是正の目を無限大に広げる必要性が生じてしまう。このため、商標権保有者各人がレジストリを監督し、是正することを可能とする手段として設けられたのが PDDRP である。
- 他方、日本においては、JP ドメイン名を登録管理するレジストリは株式会社日本レジストリサービス (JPRS) のみであり、監督・是正の手段を商標権保有者各人に広げる必要性がなく、PDDRP を導入する前提を欠く。
- 以上の点がより明確になるように資料 5(4)の内容を修正すべきであるとの意見が出された。上記各修正意見を踏まえ、次回までに修正案を作成することとなった

#### 4. 個人情報保護法の観点からのゾーンファイルアクセスの是非 (答申案検討)

上沼氏より資料 6「ゾーンファイルの公開に関する答申案」(以下、「資料 6『答申 (案)』という。))に基づき、ゾーンアクセスファイルを公開することが許されるかという諮問内容について、本委員会におけるこれまでの議論を踏まえた答申 (案) の説明がなされた。

- 資料 6「答申 (案)」に対しては、同 2 頁の上から 4 行目「ただし、ドメインネームの登録者が登録の際に、網羅的にメールアドレス等を照会することが可能なゾーンアクセスファ

イルの公開に同意していたか否かという解釈の問題となる。」との記載について、その直前の記載箇所において「個人情報に該当しない場合には、ゾーンアクセスファイルの第三者への提供は、個人情報保護法との関係では問題とならない」と結論付けていながら、なぜ公開についての同意の有無に関する解釈が問題となるのかという点が不明確であるとの指摘がなされた。この指摘を踏まえ、上記「ただし、・・・」以下の記載については、資料6「答申（案）」2頁の「2. ゾーンアクセスファイルの公開に対する同意の有無」の冒頭に記載箇所を移し、規約における同意の解釈を論じる前提として記載すべきではないかとの修正意見が出された。

- また、資料6「答申（案）」2頁の上から7行目「なお、仮に、個人情報と解するとしても、第三者への提供について、当該個人からの同意があれば許されることとなる。この点、JPドメインに関し、ドメイン名登録サービス約款中に、Whois での登録情報の公開・開示が組み込まれており、Whois において個人情報が開示されることについては同意ありと考えられる。したがって、この場合も、このような同意が、ゾーンアクセスファイルが公開されることを含めて同意していたか、という解釈の問題となる。」との記載については、本文における論理の流れを明確にするため、脚注に落として記載することでよいのではないかとの修正意見が出された。

上記各修正意見を踏まえ、次回までに修正案を作成することとなった。

#### 5. 次回までの検討事項について

- 新 gTLD における商標権保護策を「. jp」に適用することの是非について
  - 新 gTLD における商標権保護策の「. jp」への適用を見送ることについての答申案修正ドラフトを作成
    - ⇒早川氏、小川氏、加藤
- 個人情報保護法の観点からのゾーンアクセスファイル公開の是非について
  - ゾーンアクセスファイルの公開を認めない方針で答申（案）修正ドラフトを作成
    - ⇒上沼氏
- 「. 日本」の管理運営事業者として、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が選定されたことに伴う諮問事項に対する答申案の作成
  - ⇒丸山氏

#### 6. 第5回会合の日程調整

次回の日程は、以下のとおりである。

第5回：12月11日(金)9:30～11:30 (JPNIC 会議室)

#### 7. その他

以上をもって、議事は終了した。

11:40、委員長の早川氏により閉会された。

以上